

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第1項の規定により、準都市計画区域を次のとおり指定します。

平成21年7月1日

佐賀県知事 古 川 康

1 準都市計画区域の名称

江北準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

杵島郡江北町大字山口及び大字佐留志の各一部

（佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課及び武雄土木事務所に備え置く準都市計画区域図のとおり）